

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3335号)

令和8年4月23日

横情審答申第3335号

令和8年4月23日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年12月13日こ放第1209号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定事業者による委託業務事故について及び事故報告書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定事業者による委託業務事故について及び事故報告書」を一部開示とした決定のうち、別表に掲げる不開示部分2を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年8月28日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

不開示部分のうち、被害者の氏名、住所及び連絡先電話番号並びに被害の発生場所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しないため、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

不開示部分のうち、企業のノウハウに関する情報が記載されている部分は、事業者の実際の献立作成から食材発注までの具体的なフローが記載されており、これらの情報は営業上のノウハウに該当し、開示することにより、企業の事業活動上の正当な利益を害する恐れがあることから、本号アに該当し不開示とした。

なお、当該不開示部分については、特定事業者から不開示を希望する旨の申出が口頭でなされた。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に

対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不開示部分の決定を取り消し、開示するよう求める。
- (2) 事故原因と改善対策は子どもたちの生命健康に関わる重要な要素であり、市民に知る権利がある。
- (3) 不開示理由に法人の正当な利益を害するおそれがあるとしているが、正当な利益とは何か曖昧である。
- (4) 献立作成や食材内容、チェック体制について、どのようなやり取りがあったのか事業者のノウハウで開示できないとするならば、市民によるチェック機能が働かず、さらに公共事業であることから競争の原理も働かず、サービスが劣化するおそれがある。
- (5) 子どもたちの生命健康を守ることより、事業者の営業上のノウハウが優先されることには納得できない。

5 審査会の判断

- (1) 昼食提供・配送業務委託事業に係る事務について

横浜市では、令和6年の夏休みから、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブへの昼食提供のモデル実施を行っている。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、横浜市が実施する「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブへの長期休業期間中の昼食提供・配送業務委託事業」（以下「本件事業」という。）において、令和6年7月24日及び29日に委託事業者の一者である特定事業者が提供した昼食にアレルギー物質の表示漏れがあったことで、アレルギーを持つ児童1名に健康被害が発生したこと（以下「本件事故」という。）に関する、特定事業者が横浜市に提供した「事故報告書」を添付し、こども青少年局長から財政局長に宛てた文書である。

イ 「特定事業者による委託業務事故について」には本件事業に係る契約の概要並びに本件事故の経緯、原因及びこども青少年局の見解が記載されている。

ウ 「事故報告書」には本件事故に係る事故発生日時、事故発生場所、委託件名、契約締結年月日、契約代金額、履行期間、履行場所、事故の種類、被害者、加害者、被害の状況、事故の概要、事故の原因及び改善対策が記載されている。

エ 実施機関は「事故報告書」のうち、別表に掲げる不開示部分1を条例第7条第2項第1号に、不開示部分2を同項第3号アに該当するとして不開示としている

ため、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性及び条例第8条第2項による一部開示について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 不開示部分1には本件事故の被害者の氏名、住所及び連絡先電話番号並びに事故の発生場所が記載されている。これらは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ ところで、条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と、行政文書の一部開示について規定している。

本件では、「特定の個人を識別することができる記述等の部分」に該当する氏名、住所及び連絡先電話番号を除いた部分である、事故の発生場所については、個人の識別性があるとまではいえないが、開示することにより当該個人の探索可能性が高まるため、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの個人識別情報については、条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

また、同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ 実施機関に不開示部分2について確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 不開示部分2には特定事業者の実際の献立作成から食材発注までの具体的なフローが記載されている。これらは全て特定事業者が考案したものと考えられ、営業上のノウハウが含まれている。

(イ) 独自のノウハウや改善後の効率的なプロセスが公開されることで、場合によっては他の事業者が同様の手法を取り入れることとなり、競争優位性が失われる可能性がある。また、独自のプロセスが他社に模倣されることで、場合によってはブランドの独自性が薄れ、顧客からの評価が低下する可能性があるため、正当な利益を害すると判断した。

(ウ) また、不開示部分2について、特定事業者から口頭にて、当該部分はノウハウに関わるため不開示を希望する旨連絡があった。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、不開示部分2のうち、事故の原因欄及び改善対策欄には、特定事業者の献立作成から食材発注までの具体的なフロー等が記載されていることが認められた。

当該部分は、仮に営業上のノウハウに当たるとしてもその程度は高度なものではなく、また、本件審査請求文書が事故報告書であることを踏まえると、これらを公にすることによる特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれについては法的保護に値する程度の蓋然性があるとまでは認められない。

(イ) また、不開示部分2のうち、その余の部分については、作業手順の概要が記載されているにすぎず、営業上のノウハウが含まれているとはいえないため、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(ウ) したがって、不開示部分2は本号アに該当せず、本号ただし書の適用を検討

するまでもなく開示すべきである。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表に掲げる不開示部分2を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表 審査請求文書のうち実施機関が開示しない部分

不開示根拠規定	不開示部分		文書
条例第7条第2項第1号	不開示部分1	被害者の氏名、住所及び連絡先電話番号並びに被害の発生場所	事故報告書
条例第7条第2項第3号ア	不開示部分2	事故の概要、事故の原因及び改善対策に記載されている企業のノウハウに関する情報	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年12月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年1月13日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和7年1月16日	・審査請求人から主張書面を受理
令和8年1月28日 (第405回第一部会)	・審議
令和8年2月13日 (第406回第一部会)	・審議
令和8年3月25日 (第407回第一部会)	・審議